

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
医-C-009	血液輸送態勢構築支援業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和7年8月20日(水)（10:45）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について令和7年8月18日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕 様 書		
件 名	血液輸送態勢構築支援業務	作 成 年 月 日
		令和 7 年 7 月 1 7 日
		人事教育局衛生官付

1 総則

この仕様書は、血液輸送態勢構築のため、血液輸送用容器の温度変化及び振動に関する検証や血液輸送に必要な蓄冷材調整マニュアルに関する支援役務について規定する。

2 目的

本役務においては、血液製剤等の輸送態勢構築のため、血液、模擬血液並びに生理食塩水（以下「模擬血液等」という。）を用いた血液輸送用容器内部の温度変化及び振動の検証、蓄冷材調整マニュアルの作成・支援等を行う。

3 役務内容

3.1 全般事項

- a) 業務の全般調整及び円滑な実施のため、業務責任者を置く。
- b) 血液梱包用段ボール、血液輸送用容器、血液輸送用容器断熱カバー、温度ロガー、振動ロガーの手配及び保管を行う。
- c) 官側が用意する模擬血液等の保管を行う。
- d) 血液輸送用容器及び模擬血液等の輸送のための車両等（運転手及び作業員を含む）を手配する。
- e) 模擬血液等を入れた血液輸送用容器の輸送時並びに保管時の温度変化について温度ロガー、振動ロガーを用いて収集、解析及び結果の報告を行う。
- f) 血液輸送用容器に付属する蓄冷材及び官側が用意する模擬血液等の調温を行う。
- g) 血液輸送用容器に使用する蓄冷材の調整マニュアルの作成を行う。
- h) 上記 b) から g) の細部については、3.2 に示す。

3.2 具体的な業務

3.2.1 官側等との打ち合わせ

契約相手方は、本検証を行うまでに、官側（及び必要に応じ、本役務の実施に係る施設等）と打ち合わせを実施し、本役務の実施に万全を期すこと。官側との打ち合わせは、防衛省（東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1）において実施する。

3.2.2 検証用資材の手配

a) 血液梱包用段ボール

官側が用意する内容量約 500ml の模擬血液等を梱包する段ボールを手配すること。仕様及び数量については次に示すとおりとする。

外寸：400mm×280mm×高さ 90mm

内寸：397mm×277mm×高さ 84mm

仕様：テープ類を使わずに組み立て及び梱包ができ、持ち手を有するもの。

数量：33 箱

b) 血液輸送用容器（大）

官側が指定する血液輸送用容器を手配すること。官側が指定する日時及び場所に容器内部の温度を調温した状態で搬入し、官側が指定する日時に回収し、次の検証まで契約相手方において保管する。製品及び数量については次に示すとおりとする。

製品：NERA P100 2c-8c とし、土台は脚付きとする。また、取手を側面 2 カ所に追加し各側面取手有の状態にすること。

数量：4 式

c) 血液輸送用容器（小）

官側が指定する血液輸送用容器を手配すること。官側が指定する日時及び場所に容器内部の温度を調温した状態で搬入し、官側が指定する日時に回収し、次の検証まで契約相手方において保管する。製品及び数量については次に示すとおりとする。

製品①：NERA H8L 2c-8c

数量：4 式

製品②：Credo Pro Med シリーズ 4 (2℃～8℃) 8L

数量：1 式

d) 血液輸送用容器断熱カバー

血液輸送用容器の断熱カバーを手配すること。仕様及び数量については次に示すとおりとする。

仕様：上記 **b) 血液輸送用容器（大）** の上面及び側面を覆うことができ、血液輸送用容器の温度上昇を抑える能力を有していること。

数量：1 式

e) 温度ロガー

温度ロガーを手配すること。製品及び数量については次のとおりとする。

製品：SENSITECH TempTale® Ultra

数量：140 台

f) 振動ロガー

振動ロガーを手配すること。仕様および数量については次のとおりとする。

仕様：通信機能を有していないこと。

データ取得は 7 日間以上可能であること。

対応する振動範囲は 1 G～6 G を満たす能力を有していること。

対応する温度範囲は 0℃～50℃ を満たす能力を有していること。

データ取得間隔は 1.5msec 以内を満たす能力を有していること。

数量：10 台

g) 上記 **a)** から **d)** 及び **f)** について、手配後の所有権は官側とする。なお、検証終了後は、官側が指定する場所に納入する。

3.2.3 車両（運転手及び作業員を含む）の手配

a) 人事教育局衛生官付（東京都新宿区市谷本村町）及び陸上自衛隊用賀駐屯地（東京都世田谷区）から契約相手方保管場所の間、**3.1 c)** の官側が用意する模擬血液等集荷のための車両（運転手及び作業員を含む）を手配する。この際の車両は、冷蔵機能は不要とする。

b) 自衛隊中央病院（東京都世田谷区）と防衛医科大学校（埼玉県所沢市）の間、模擬血液等を入れた血液輸送用容器（小）の輸送のための車両（運転手及び作業員を含む）を

手配する。なお、この際の車両は、冷蔵機能は不要とする。

- c) 契約相手方保管場所から自衛隊中央病院、航空自衛隊入間基地（埼玉県狭山市）並びに自衛隊入間病院（埼玉県入間市）の間、模擬血液等が入った血液輸送用容器（大）の輸送のための車両（運転手及び作業員を含む）を手配する。血液輸送用容器（大）の輸送のための車両は、冷蔵機能は不要とする。また、官側が指定する場所への血液輸送用容器（大）の搬出及び搬入を実施する。
- d) 契約相手方保管場所から自衛隊呉病院（広島県呉市）の間、模擬血液等が入った血液輸送用容器（大）の輸送のための車両（運転手及び作業員を含む）を手配する。この際、航空輸送も認めることとし、血液輸送用容器（大）の温度は、当該輸送の間、その能力が低下しないための処置を講じるものとする。また、官側が指定する場所への血液輸送用容器（大）の搬出及び搬入を実施する。
- e) 契約相手方保管場所から航空自衛隊入間基地の間、血液輸送用容器（小）の輸送のための車両（運転手及び作業員を含む）を手配する。血液輸送用容器（小）の輸送のための車両は、冷蔵機能は不要とする。また、官側が指定する場所への血液輸送用容器（小）の搬出及び搬入を実施する。
- f) 契約相手方保管場所から航空自衛隊入間基地の間、模擬血液等が入った血液輸送用容器（大）及び血液輸送用容器（小）の輸送のための車両（運転手及び作業員を含む）を手配する。血液輸送用容器（大）及び血液輸送用容器（小）の輸送のための車両は、冷蔵機能は不要とする。また、官側が指定する場所への血液輸送用容器（大）及び血液輸送用容器（小）の搬出及び搬入を実施する。

3.2.4 模擬血液等の集荷

契約相手方は、契約後、人事教育局衛生官付及び陸上自衛隊用賀駐屯地にて**3.3.1 c)**の模擬血液等を集荷し、契約相手方の保管場所まで輸送し保管する。細部は、官側と調整することとする。

3.2.5 検証の実施

3.2.5.1 血液検体の検体輸送時の温度変化検証

3.2.2 c)を用いて、自衛隊中央病院において模擬血液等を血液輸送用容器（小）1箱又は2箱に梱包し、防衛医科大学校に搬入するまでの間の温度変化について検証を実施する。

- a) 官側が、検証用の模擬血液等を用意する。
- b) 契約相手方は、検証開始日までに、**3.2.2 c)**の蓄冷材について、官側が指定する温度に調温する。
- c) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、**3.2.2 c)**の血液輸送用容器（小）に温度ロガーを設置する。設置箇所は2カ所とし、細部は、官側と調整することとする。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、上記**c)**の血液輸送用容器（小）について、自衛隊中央病院内の官側が指定する場所に搬入する。
- e) 官側は、搬入された上記**d)**の血液輸送用容器（小）に模擬血液等を梱包する。
- f) 契約相手方は、自衛隊中央病院の指定する場所から血液輸送用容器（小）を搬出し、契約相手方が手配した車両で、防衛医科大学校まで輸送する。
- g) 契約相手方は、防衛医科大学校内の官側が指定する場所に血液輸送用容器（小）を搬入する。

- h) 契約相手方は、検体輸送後に、官の立会いの下、血液輸送用容器（小）を回収し、温度ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、温度変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、検体輸送した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（小）は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整する。
- i) 令和8年3月までに最大20回行う。

3.2.5.2 血液輸送用容器の温度変化検証（酷暑条件検証）

契約相手方保管場所において、模擬血液等が入った血液梱包用段ボールを血液輸送用容器（大）2箱に梱包し、自衛隊入間病院及び航空自衛隊入間基地内で保管を終えるまでの間の血液輸送用容器（大）内の温度変化について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年8月下旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、手配した血液梱包用段ボールに、官側から事前に受領した模擬血液等を梱包し、冷蔵庫で2～4℃で保管する。細部は、官側と調整することとする。
- c) 契約相手方は、検証開始日までに、**3.2.2 b)**の蓄冷材について、官側が指定する温度に調温する。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、血液輸送用容器（大）2箱に温度ロガーを設置する。設置箇所は10カ所とし、細部は、官側と調整することとする。
- e) 契約相手方は、検証開始日に、上記**b)**を入れた血液輸送用容器（大）を自衛隊入間院内及び航空自衛隊入間基地内の官側が指定する場所に搬入する。
- f) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、自衛隊入間病院及び航空自衛隊入間基地において上記**e)**を回収し、温度ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（大）、血液梱包用段ボール並びに模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。
- g) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.5.3 血液輸送用容器の温度変化・振動検証（航空輸送検証①）

契約相手方保管場所において模擬血液等が入った血液梱包用段ボールを血液輸送用容器（大）2箱に梱包し、航空自衛隊入間基地内で保管を終えるまでの間の血液輸送用容器（大）内の温度変化・振動について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年8月下旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、納品した血液梱包用段ボールに、官側から事前に受領した模擬血液等を梱包し、冷蔵庫で2～4℃で保管する。
- c) 契約相手方は、検証開始日までに、**3.2.2 b)**の蓄冷材について、官側が指定する温度に調温する。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、血液輸送用容器（大）2箱に温度ロガー及び振動ロガーを設置する。温度ロガーの設置箇所は10カ所とし、振動ロガーの設置箇所は1カ所とする。細部は、官側と調整することとする。
- e) 契約相手方は、検証開始日に、上記**b)**を入れた血液輸送用容器（大）を航空自衛隊入間基地内の官側が指定する場所に搬入する。
- f) 血液輸送用容器（大）における航空自衛隊入間基地から下記**g)**で回収するまでの輸送

は官側が実施する。

- g) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、航空自衛隊入間基地において上記 e) を回収し、温度ロガー及び振動ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度及び振動の変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（大）、血液梱包用段ボール並びに模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。
- h) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.5.4 血液輸送用容器の温度変化・振動検証（航空輸送検証②）

契約相手方保管場所において模擬血液等が入った血液梱包用段ボールを血液輸送用容器（大）1箱に梱包し、自衛隊中央病院から自衛隊那覇病院までの間の血液輸送用容器（大）内の温度変化・振動について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年10月下旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、納品した血液梱包用段ボールに、官側から事前に受領した模擬血液等を梱包し、冷蔵庫で2～4℃で保管する。
- c) 契約相手方は、検証開始日までに、3.2.2 b) の蓄冷材について、官側が指定する温度に調温する。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、血液輸送用容器（大）に温度ロガー及び振動ロガーを設置する。設置箇所は10カ所とし、振動ロガーの設置箇所は1カ所とする。細部は、官側と調整することとする。
- e) 契約相手方は、検証開始日に、上記 b) を入れた血液輸送用容器（大）を自衛隊中央病院内の官側が指定する場所に搬入する。
- f) 血液輸送用容器（大）における自衛隊中央病院から下記 g) で回収するまでの間の輸送は官側が実施する。
- g) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、航空自衛隊入間基地において上記 e) を回収し、温度ロガー内及び振動ロガーに記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度及び振動の変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（大）、血液梱包用段ボール並びに模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。
- h) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.5.5 血液輸送用容器の温度変化・振動検証（航空輸送検証③）

契約相手方保管場所において模擬血液等が入った血液梱包用段ボールを血液輸送用容器（大）1箱に梱包し、自衛隊呉病院から自衛隊那覇病院まで航空輸送をする過程の血液輸送用容器（大）内の温度変化・振動について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年10月下旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、納品した血液梱包用段ボールに、官側から事前に受領した模擬血液等を梱包し、冷蔵庫で2～4℃で保管する。
- c) 契約相手方は、検証開始日までに、3.2.2 b) の蓄冷材について、官側が指定する温度に調温する。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、血液輸送用容器（大）に温度ロガー及び振動ロガーを設置する。温度ロガーの設置箇所は10カ所とし、

振動ロガーの設置箇所は1カ所とする。細部は、官側と調整することとする。

- e) 契約相手方は、検証開始日に、上記 b) を入れた血液輸送用容器（大）を自衛隊呉病院内の官側が指定する場所に搬入する。
- f) 契約相手方は、契約相手方の保管場所から搬入までの間、できる限り蓄冷材の蓄冷能力が低下しない措置を講じること。
- g) 血液輸送用容器（大）における自衛隊呉病院から下記 h) で回収するまでの間の輸送は官側が実施する。
- h) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、航空自衛隊入間基地において上記 e) を回収し、温度ロガー及び振動ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度及び振動の変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（大）、血液梱包用段ボール並びに模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。
- i) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.5.6 血液輸送用容器の温度変化・振動検証（航空輸送検証④）

血液輸送用容器（小）を活用した模擬血液等の航空輸送について、航空自衛隊入間基地から自衛隊那覇病院を経由して再び航空自衛隊入間基地に戻る間の血液輸送用容器（小）内の温度変化・振動について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年10月下旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、官側が指定する日に、血液輸送用容器（小）、温度ロガー並びに振動ロガーを航空自衛隊入間基地内の官側が指定する場所に搬入する。
- c) 官側は検証開始日までに、3.2.2 c) の蓄冷材について、官側から指定する温度に調温する。
- d) 官側は検証開始日に血液輸送用容器（小）に模擬血液等を入れるとともに、上記 b) の温度ロガー及び振動ロガーを設置する。温度ロガーの設置箇所は2カ所とし、振動ロガーの設置箇所は1カ所とする。
- e) 血液輸送用容器（小）の航空自衛隊入間基地から下記 f) で回収するまでの間の輸送は官側が実施する。
- f) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、航空自衛隊入間基地において上記 b) を回収し、温度ロガー及び振動ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度及び振動の変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（小）及び模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。
- g) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.5.7 血液輸送用容器の温度変化・振動検証（航空輸送検証⑤）

契約相手方保管場所において模擬血液等を血液輸送用容器（大）1箱及び血液輸送用容器（小）1箱に梱包し、航空自衛隊入間基地から航空輸送をする過程の血液輸送用容器内の温度変化・振動について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年10月下旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、納品した血液梱包用段ボールに、官側から事前に受領した模擬血液等を梱包し、冷蔵庫で2～4℃で保管する。

- c) 契約相手方は、検証開始日までに、**3.2.2 b)**及び**3.2.2 c)**の蓄冷材について、官側が指定する温度に調温する。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、血液輸送用容器（大）及び血液輸送用容器（小）に温度ロガー及び振動ロガーを設置する。血液輸送用容器（大）の温度ロガーの設置箇所は10カ所、振動ロガーの設置箇所は1カ所とし、血液輸送用容器（小）の温度ロガーの設置箇所は2カ所、振動ロガーの設置箇所は1カ所とする。細部は、官側と調整することとする。
- e) 契約相手方は、検証開始日に、血液輸送用容器（大）及び血液輸送用容器（小）を航空自衛隊入間基地内の官側が指定する場所に搬入する。
- f) 血液輸送用容器（大）及び血液輸送用容器（小）における航空自衛隊入間基地から下記**g)**で回収するまでの間の輸送は官側が実施する。
- g) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、航空自衛隊入間基地において上記**e)**を回収し、温度ロガー及び振動ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度及び振動の変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（大）、血液輸送用容器（小）、血液梱包用段ボール並びに模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。
- h) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.5.8 血液輸送用容器の温度変化検証（海上輸送検証）

契約相手方保管場所において模擬血液等が入った血液梱包用段ボールを血液輸送用容器（大）1箱に梱包し、自衛隊呉病院から海上輸送する過程の血液輸送用容器（大）内の温度変化について検証を実施する。

- a) 実施時期は、令和7年10月中旬を基準とする。細部日程は、官側の指示による。
- b) 契約相手方は、納品した血液梱包用段ボールに、官側から事前に受領した模擬血液を梱包し、冷蔵庫で2～4℃で保管する。
- c) 契約相手方は、検証開始日までに、**3.2.2 b)**の蓄冷材について官側が指定する温度に調温する。
- d) 契約相手方は、検証開始日に、契約相手方の保管場所において、血液輸送用容器（大）に温度ロガーを設置する。設置箇所は10カ所とし、細部は、官側と調整することとする。
- e) 契約相手方は、検証開始日に、上記**b)**を入れた血液輸送用容器（大）を自衛隊呉病院内の官側が指定する場所に搬入する。
- f) 契約相手方は、契約相手方の保管場所から搬入までの間、できる限り蓄冷材の蓄冷能力が低下しない措置を講じること。
- g) 血液輸送用容器（大）における自衛隊呉病院から下記**h)**で回収するまでの間の輸送は官側が実施する。
- h) 契約相手方は、官側が指定する日に、官の立会いの下、自衛隊呉病院において上記**d)**を回収し、温度ロガー内に記録されたデータを収集する。収集したデータは、設置場所ごとの温度変化を示したグラフ（PowerPoint ファイル形式）にし、設置場所ごとの記録データ（Excel ファイル形式）と併せて、回収した日から7日以内に報告する。また、回収した血液輸送用容器（大）、血液梱包用段ボール並びに模擬血液等は契約相手方が保管する。細部は、官側と調整することとする。

- i) 令和8年3月までに1回行う。

3.2.6 蓄冷材の調整マニュアルの作成・支援業務

血液輸送用容器に付属する蓄冷材の調整マニュアルの作成・支援を行う。細部は、官側と調整することとする。

4 役務の期間

契約締結後から令和8年3月31日（火）まで

5 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 国際標準化機構（ISO）が定めるISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証を受けていること。
- b) 世界保健機構（WHO）が示す、医薬品の適正流通基準（GDP）の認証を受けていること。
- c) 契約の相手方は、過去5年以内に国の機関との契約実績を有すること。

6 役務実施に当たっての留意事項

本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、官側の指示・監督に従い実施すること。

7 情報保全

- a) 契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。
- b) 本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。

8 その他の指示事項

8.1 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

8.2 官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

8.3 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約相手方は、本契約の履行に際して、第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、一切の責任を契約相手方が負うものとする。
- c) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

8.4 著作権

著作権は、次による。

- a) 契約相手方は、本業務の提出書類に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- b) 契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き、本役務の提出書類に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- c) 上項 a) 及び b) にかかわらず、本役務の提出書類に契約相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方又は第三者に帰属する。
- d) 本役務の提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) 上項 c) 及び d) において、契約中又は契約終了後 5 年間は、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約の相手方に委ねるなどの協力措置を求めものとする。
- g) 官側は、契約相手方から、上項 a) により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- h) 上項 g) にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上項 a) により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

8.5 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。

8.6 第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

8.7 国等による環境物品等の調達に関する法律等の遵守

調達物品が、特定調達品目（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）」）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

9 確認及び検査

9.1 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省人事教育局衛生官付支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

9.2 検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。

10 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

製品指定理由書

調達要求番号		作成部課	人事教育局衛生官付																	
調達要求年月日		作成年月日	令和7年7月22日																	
仕様書番号	—																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">品名</th> <th style="width: 25%;">カタログ製品名</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">製品指定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>血液輸送用容器 (大)</td> <td>NERA P100 2c-8c</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> <input checked="" type="checkbox"/> 部品、構成品等 <input type="checkbox"/> 著作物 <input type="checkbox"/> 部隊使用承認 <input type="checkbox"/> 試験、研究、競技 <input type="checkbox"/> 教育、標準化 <input type="checkbox"/> 国際貢献等 </td> <td>前回検証した資材を用いて比較検証を行うため。</td> </tr> <tr> <td>血液輸送用容器 (小)</td> <td>NERA H8L 2c-8c</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>血液輸送用容器 (小)</td> <td>Credo Pro Med シリーズ4 (2℃～8℃) 8L</td> <td>実際にドローンを活用した輸送実績があることから、上記のものと性能比較検証を行うため。</td> </tr> <tr> <td>温度ロガー</td> <td>SENSITECH TempTale® Ultra</td> <td>前回検証した資材を用いて比較検証を行うため。</td> </tr> </tbody> </table>				品名	カタログ製品名	製品指定理由		血液輸送用容器 (大)	NERA P100 2c-8c	<input checked="" type="checkbox"/> 部品、構成品等 <input type="checkbox"/> 著作物 <input type="checkbox"/> 部隊使用承認 <input type="checkbox"/> 試験、研究、競技 <input type="checkbox"/> 教育、標準化 <input type="checkbox"/> 国際貢献等	前回検証した資材を用いて比較検証を行うため。	血液輸送用容器 (小)	NERA H8L 2c-8c	同上	血液輸送用容器 (小)	Credo Pro Med シリーズ4 (2℃～8℃) 8L	実際にドローンを活用した輸送実績があることから、上記のものと性能比較検証を行うため。	温度ロガー	SENSITECH TempTale® Ultra	前回検証した資材を用いて比較検証を行うため。
品名	カタログ製品名	製品指定理由																		
血液輸送用容器 (大)	NERA P100 2c-8c	<input checked="" type="checkbox"/> 部品、構成品等 <input type="checkbox"/> 著作物 <input type="checkbox"/> 部隊使用承認 <input type="checkbox"/> 試験、研究、競技 <input type="checkbox"/> 教育、標準化 <input type="checkbox"/> 国際貢献等	前回検証した資材を用いて比較検証を行うため。																	
血液輸送用容器 (小)	NERA H8L 2c-8c		同上																	
血液輸送用容器 (小)	Credo Pro Med シリーズ4 (2℃～8℃) 8L		実際にドローンを活用した輸送実績があることから、上記のものと性能比較検証を行うため。																	
温度ロガー	SENSITECH TempTale® Ultra		前回検証した資材を用いて比較検証を行うため。																	